

鈴鹿医療科学大学健康管理センター医療廃棄物管理内規

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学廃棄物に関する管理規程第4条第2項の規定に基づき、鈴鹿医療科学大学健康管理センター(以下「健康センター」という。)から排出される感染性一般廃棄物及び感染性廃棄物(以下「医療廃棄物」という。)について、適正に管理及び処理するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「感染性一般廃棄物」とは、血液等の付着したガーゼ等の感染性病原体を含むおそれのある産業廃棄物をいう。

2 この規程において「感染性廃棄物」とは、使用済みの注射針等感染性病原体を含む又は含むおそれのある産業廃棄物をいう。

(管理体制)

第3条 健康センター管理者(以下「管理者」という。)は、健康センターの医療廃棄物に関する事項を管理する。

(処理計画等)

第4条 管理者は、健康センターから排出される医療廃棄物の種類、発生量等を把握し、適正な処理計画を定めるものとする。

(分別)

第5条 医療廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出するものとする。

(梱包)

第6条 医療廃棄物の梱包に用いる容器は、危険を防止するために堅牢な容器を使用し、廃液等が漏出しない密閉容器を使用する。

(表示)

第7条 医療廃棄物を梱包した容器及びこれを収納する容器には、医療廃棄物である旨を表示するものとする。

(保管)

第8条 医療廃棄物の保管は、一時保管とし、極力短期間とする。

2 医療廃棄物の保管場所は、関係者以外の者が立ち入らないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管する。

3 医療廃棄物の処理は、処理業者に委託する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、医療廃棄物の処理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月10日から施行する。